

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の160」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当

の内払とみなす。